

高教組速報

第20号
(全教職員配布)

2011年11月21日

文責 馬場 隆

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL (095) 827-5882

◇2011確定交渉第4回(最終)交渉(11/18)◇

現給保障廃止問題は1月まで継続協議へ

育児休暇(時間)、非常勤職員の夏季休暇は改善を引き出す

県下の高校・障害児学校の教職員の、今年度の賃金をはじめとする労働条件を確定するための県教委交渉(確定交渉)の第4回交渉は、11月18日に行われ、高教組から平井委員長他7人が、県教委から鳥山教職員課長他7人が参加しました。

重点要求署名(累計2378筆)を提出

交渉の冒頭、各学校から集約された重点要求署名の最終集約分263筆を、平井委員長が課長に手渡し、「累計は2378筆に達した。現場の声を重く受け止めてほしい」と求めました。

これを受けて県教委は「現給保障の廃止については、みなさんからの強い要求を受け、確定交渉と切り離して、継続協議としたい」と回答し、前回提案した現給保障の段階的廃止案については、今回の確定交渉での決着を断念し、2月の県議会に向けて、12月～1月中旬の交渉でまとめたかったです。

教職員の団結で県教委を動かすことができます あなたも高教組へ

育児休暇：現行1日90分が120分へ 週5日勤務の非常勤職員は夏季休暇2日

県教委はまた、「これまでの議論を踏まえて、我々としても何かできるものはないか、ぎりぎりの検討をおこなった結果」として、以下の2点の改善を回答しました。

①育児休暇(時間)の拡大

1日60分の2回とするよう人事委員会と協議する。施行時期は来年1/1予定。

②非常勤職員の夏季休暇の拡大

「週29時間以上の勤務」の制限をなくし、週5日勤務者は2日(現行は1日)週3～4日勤務者は1日とする。施行時期は来年4/1

高教組としての対応は22日に回答

今年の確定交渉・現業賃金交渉は今年で最後になります。これまでの県教委の回答について高教組が合意するかどうかについては、組織的な検討の上で22日に県教委に回答することになっています。

超勤縮減 報告文書等の削減は県教委内の検討会で検討中

部活動手当 顧問の管理下の諸活動も対象になることを周知する

実教の2級格付け改善 他県との比較も要素として検討する

県教委の回答後、高教組は、これまでの交渉を踏まえて、超勤縮減、部活動手当改善、実教の2級格付け改善の重点項目についてあらためて県教委を迫りました。

学校の安衛委でも超勤縮減の議論を

超勤縮減については、県教委が「月の超勤が100時間以内になるようつつこんだ面談をする」と述べたことにかかわって、面談だけでは解決できない業務の削減などの問題については、学校の安全衛生員会などで組織的に議論することが必要だと迫りました。これに対して県教委も「安全衛生員会の議論のテーマに入れてほしいと校長会等で話をしたい」と回答しました。

また、超勤縮減のために減らしたい業務についてのアンケートでは、「県への報告文書等」が最も多いことを指摘し、この要求への対応を求めました。この点について県教委は「その問題は十分認識している。今、県教委内部で業務削減のための検討会をしている」と回答しました。

◇現業賃金第2回交渉(11/18)◇

非常勤職員の夏季休暇の拡大等はあったものの賃金は第1回提案と同じ

同じく11月18日に行われた現業職員の賃金交渉(第2回)では、一般職の確定交渉での回答と同様に、非常勤職員の夏季休暇の拡大、育児休暇の取得時間拡大の回答が

部活動手当増額要求については「国基準」に終始

部活動手当について県教委は、「週休日の部活動については、顧問の管理下での個人練習なども含めれば4時間でカバーできると考えている」と述べ、顧問の管理下での諸活動を4時間程度の中に入れることができることを管理職に周知することを約束しました。高教組は手当額の増額についても教職員の強い要求があると迫りましたが、県教委は「国基準で」という回答に終始しました。

「実教の2級格付け年齢を行政職との均衡だけで考えるのはおかしい」と迫り

「実教の2級格付けについては、行政職との均衡だけで年齢が決められているのはおかしい。むしろ他県との比較の方を優先すべきだ」という高教組の迫りに対して県教委は、「他県の状況も考慮する要素の一つ」と認め、検討することを約束しました。

ありました。しかし、賃金については、第1回交渉(11/16)で示された平均994円(0.30%)引き下げの提案から変化はありませんでした。